別表第3 (第4条関係)

	取扱者	具体的内容	別表 1
	4X IX G	六件un 1石	の表記
1	人事に関して直接の権限を持つ	市長、副市長、総務局長、人事部長、教育長、教育	担当ア
	監督的地位にある者	次長、教育監、教育委員会事務局総務部長、議長、	
		各行政委員会、各行政委員会の長、各任命権者が指	
		定する者	
2	産業保健業務従事者	産業医、保健師・看護師(労務課に所属する者に限	担当イ
		る)、衛生管理者・衛生推進者(安全衛生推進者)、	
		労務課長、労務課長補佐、労務課安全衛生係職員	
3	管理監督者	所属長等職員本人の上司(管理職に限る。)	担当ウ
4	人事部門の事務担当者	人事課職員、総務サービス課職員、教育委員会事務	担当工
		局総務課職員、議会事務局総務課職員、各行政委員	
		会の職員(いずれも人事事務を担当する職員に限	
		る)	
5	局区総務担当及び所属の庶務担	局区総務担当及び所属の職員の健康診断の受診に	担当才
	当者	係る事務、公務災害・通勤災害の申請に係る事務、	
		特別休暇・病気休職の申請に係る事務を担当する職	
		員	
6	市長の秘書を担当する者	秘書課長、秘書課長補佐	担当カ